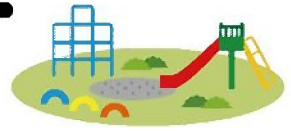


年少～年長児の保護者の皆様へ



# 10月から、保育料が 無償化されます



○令和元年10月から、3～5歳児のお子様については**保育料が無償化**されるため、関市にお支払いいただく必要がなくなります。

○**保育園の給食の材料にかかる費用(給食費)**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**保育料の無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**



～これまで～



～無償化後(令和元年10月以降)～



保育料  
(副食費を除く)が  
無償化されます。

給食費は、  
引き続き保護者の  
皆様のご負担と  
なります。  
(詳細は裏面)

※副食費は、世帯の収入に応じて免除になる場合があります。